安定器掘り起こし調査への JESCO による協力について

蛍光灯や水銀灯等の照明器具に内蔵されている安定器の一部に有害物質である PCB (ポリ塩化ビフェニル) が使われていたものがあります。当該安定器は昭和 47 年 8 月に製造が禁止されましたが、現在使用中の照明器具の一部にも昭和 47 年 8 月以前に製造されたものがあり、それらから PCB が使われている安定器が見つかっております。

これまで、環境省、所管自治体からの依頼で「高濃度 PCB 廃棄物を所有していないか」についての調査 (掘り起こし調査) にご対応されていることと存じますが、「調査は実施したものの、十分かどうかの確信を持てない」等でご心配の企業さまはございませんか。

弊社は国等の委託を受け福島県内の除染で発生した土壌等の中間貯蔵事業と PCB 廃棄物の処理事業を行っております特殊会社で、「安定器掘り起こし調査協力事業」(詳細は下記ご参照)を行っております。

掘り起し調査には弊社が無償で協力いたします。同調査協力事業をご希望される企業さまは本文末尾に記載しました弊社担当までご連絡をお願いいたします。なお、ご協力させていただく件数には限りがありますので、ご希望され、かつ下記前提に適合された企業さまのうち、PCBが使われた安定器が見つかる可能性が高い企業さまを選定し、現地調査をさせていただく計画です。

ご不明点やご質問等がございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

■「安定器掘り起こし調査 協力事業」の概要

○実施期間

令和4年5月~12月程度

※協力させていただく企業さまは令和4年3月ごろを目途に決定したいと考えております。

- ○協力させていただく対象の企業さまについて
 - 下記の事項のすべてに適合することが前提となります。
 - ・安定器の掘り起こし調査が未実施または不十分な企業さま
 - ・竣工年月が昭和47年8月以前で、かつ昭和47年9月以降に照明器具全体の更新を行っていない建屋を所有している企業さま
 - ・事前のご相談段階で、調査対象となる照明器具の外観、ラベル等の写真を提供していただける企業さま (写真撮影の詳細については別途ご相談させていただきます)

この前提に適合された企業さまのうち、PCBが使われた安定器が見つかる可能性が高いと思われる 企業さまを選定し、現地調査をさせていただく計画です。

○申込期限

令和4年3月上旬までにご連絡をお願いいたします。

- ○その他
 - ・基本的には照明器具に内蔵されている安定器が調査対象となりますが、同一箇所で使用・保管中のトランス、コンデンサーの確認をご希望される場合もできる限り対応させていただきます。
 - 全て無償で対応させていただきます。

以上

【JESCO 担当者】

PCB 処理営業部 営業企画課 柴崎(しばざき) / 岸田(きしだ) ○メールアドレス

shiengyoumu@jesconet.co.jp

○電話:03-5765-1946